

## 裁 決 書

審査申立人 坂戸市につさい花みず木五丁目5番地5  
サウスウインドT201号室  
平瀬 敬久

審査申立人から令和6年6月24日付けでなされた令和6年4月14日執行の坂戸市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、埼玉県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件申立てを棄却する。

## 事案の概要

本件選挙の候補者であった審査申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項の規定に基づき、令和6年4月27日付けで坂戸市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）を行った。

市委員会は、令和6年6月3日付けで本件異議申出を棄却する旨を決定（以下「原決定」という。）した。

審査申立人は、原決定を不服として、法第206条第2項の規定に基づき、同年6月24日付けで当委員会に対し、原決定についての取消しを求める旨の本件申立てを行ったものである。

## 審査申立人等の主張の要旨

### 第1 審査申立人の主張

審査申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

#### 1 誰を当選無効とするのかについて

市委員会の棄却理由には納得ができないため、無効票を含めた投票総数36,522票全数を数え直し並びに本件選挙の当選人である大山かよ子、よしかわあつき、中島ひろよし、かぶらぎゆきよ、波多野のりかず及び吉原まさひろ（以下「本

件当選人ら」という。)について、次の理由により当選無効を求める。

(1) 当選人大山かよ子について

大家地区在住の日本共産党公認の新人候補者であり、前回は同党の公認候補であった審査申立人と票を分け合う形になったが、1,701票を獲得した。同党は前回の4人から2人に候補者を減らしているが、それでもこの得票数は多過ぎると考える。

(2) 当選人よしかわあつきについて

国民民主党公認の新人候補者であり、選挙後、候補者本人が「900票程度を予想していた。」と言っていたが、1,561票を獲得している。

(3) 当選人中島ひろよしについて

勝呂地区(旧勝呂村)在住で、無所属の候補者であり、父親も元市議である。同地区では、数期、議員が誕生していなかったため、久々の勝呂地区からの選出議員である。坂戸市は、(全市でなく)地域の議員という考え方が根強いと感じている。中島候補本人が同じ勝呂地区から立候補したかぶらぎ候補に対し「これだけ票が行くのはおかしい。有権者は落選すると分かっている候補者には投票しない。」と支援者に言っているようである。間接的にその情報が審査申立人にも聞こえてくる。確かに中島候補、かぶらぎ候補への票の多くが勝呂地区から出ていると考えると、2人の票の合計数は多過ぎるように思う。

(4) 当選人かぶらぎゆきよについて

勝呂地区在住で、上記中島候補の見解によると947票の得票は多過ぎる。前回は524票、前々回も752票しか獲得しておらず、今回、同じ勝呂地区から2人立候補しているのに逆に票を伸ばし、かつ中間速報で見ると23時30分から23時35分までの5分間で347票も増やしているのは不自然と思われる。

(5) 当選人波多野のりかず及び吉原まさひろについて

どちらも無所属ではあるが、自由民主党の新人候補者であり、今回引退した加藤則夫議員からバトンタッチを受けたかたちである。前回加藤議員が916票の得票数だったのに対し、今回2人で2,123票を獲得しており、得票数が前任者から倍以上となっているのは不自然である。また、2人の候補者は、他の新人候補者と異なり、選挙前も選挙に向けて宣伝等の活動をしているとの情報が全く聞こえてこなかった。

## 2 本件申立ての理由について

- (1) 市委員会は、本件選挙の投票総数に占める無効票の割合は前回選挙を除く、平成28年及び平成24年の選挙と比較すると変わらないとしているが本件選挙は、過去3回の選挙と比較し、投票総数に占める無効票の割合は最も高く、かつ、無効票が1,042票もあるため、その中には審査申立人の票が紛れている可能性がある。また、最下位当選者の票数とは4票差と僅差であることから、票の全数の数え直しをお願いしたい。
- (2) 無効票の割合に問題を提起し、票の数え直しを求める審査申立人に対し、市委員会は、無効票が前回選挙より大幅に増えたのは、本件選挙では投票率が上がったためであり、無効票の割合としては同じであると虚偽の説明を行った。
- (3) 市委員会は、原決定において、「票の混同等が起きる可能性は限りなく低い状況であった。」と述べており、市委員会は、票の混同等が発生する可能性がゼロでないことは認めている。
- (4) 選挙立会人は自分の候補者が当選するかどうか、自分の候補者の票であるかを最優先で見えており、他の候補者について細かくチェックする余裕はないため、審査申立人の得票の混在に関して、選挙長及び選挙立会人が全票をチェックしたとは言えないと考える。
- (5) 選挙期間中に「溝端公園存続」等の施策を掲げた有権者からの反響が大きく、選挙後に100人を超える有権者から「投票したのに」との連絡があったにもかかわらず、市委員会が、連絡があった人数が100人では、得票数に近くないことを理由に、当該主張には根拠も理由もないとすることには無理がある。
- (6) 市委員会は、開票所職員2人に対する証人尋問で得られた、得票順位が逆転する可能性がない旨の証言を原決定の判断材料としているが、当該職員は全ての票に目を通していないと思われることから、その証言を判断材料にすることは、判断を間違える危険性がある。
- (7) また、当該2人の職員は議会で審査申立人と利害関係が生じる立場にあり、人選として不適格である。
- (8) 選挙後直ぐに2人の現職議員から、なぜか「数え直してもらった方がいいよ。」との助言を受けたが、何もおかしい点がない場合、そういった助言は行わないと

考えられる。

- (9) 令和5年4月23日執行の小山市議会議員一般選挙では、異議申出人からの口頭意見陳述も開票所職員への証人尋問もなく、直ぐに対象者立会いの下、票の数え直しを行っている。同様の対応が全国の自治体選挙管理委員会でも見られる。本件申立てにおいても、僅差である以上、票の数え直しを行うのが妥当と考える。
- (10) 市委員会の原決定までの以下の対応は、市委員会への市民の不信をも招くものであり、そういった不信感を払拭するためにも、票の全数数え直しをお願いしたい。
- a 審査申立人が市委員会に異議申出書を提出した令和6年4月27日に、それまで坂戸市ホームページに掲載されていた過去3回の市議会議員一般選挙の開票中間速報データ(PDF)が削除された。
  - b 上記ホームページからの削除に関し、市委員会からの回答と当該ホームページを統括して管理している坂戸市広報広聴課からの回答とが違っており、市委員会がまた虚偽の説明を行っていないか懸念される。
  - c 市委員会は、本件異議申出に関する全ての会議を非公開としたが、会議は公開すべきであり、市民が納得するかたちで異議申出の棄却決定をするためには公開の会議で決定する必要がある。しかも、会議の非公開の決定は市委員会の委員で議論したわけではなく、職員が決定内容(非公開の結論)もその文章も全て決めて、委員に了承を得るという手続では請願者を始めとする市民の理解を得られず、進め方として問題があると考ええる。  
また、市委員会は、補佐人の個人情報を非公開の主な理由としているが、補佐人の個人情報を確認した後に傍聴者を入室させるといった対応を一切せず、全ての会議を非公開とするのは、市委員会の対応として不適切であったと考える。
  - d 他の自治体の選挙では、不正の未然防止のため開票所に入出入りする職員等は全員の身体検査を行っていることを知り、それについて市委員会に問い合わせしたところ、「そこまでするわけないでしょう。」との回答だった。本来の在り方としては身体検査すべきであり、端から考えていない、それが当然だというような回答は選挙管理委員会としての姿勢が問われていると思う。

- e 選挙前に市委員会が支給したたすき以外も使用できるか市委員会に問い合わせたところ、「当然、選管が支給したたすきしか使えない。」という虚偽の説明を受けたが、このような虚偽の説明は候補者の不信感を招くものである。

## 第2 市委員会の主張

市委員会の原決定における主張を要約すると、次のとおりである。

- 1 本件選挙を除く過去3回の投票率（投票総数）及び無効投票の票数（投票総数に占める割合）を見ると、前回選挙のみがともに低い数字となっている。このことから、本件選挙のような平時に執行された選挙と前回選挙のような新型コロナウイルス感染症蔓延による特殊な状況下で執行された選挙とを単純に比較することは困難。

一方、審査申立人は、口頭意見陳述において、無効投票の票数が前回選挙から本件選挙にかけて約61%増加し、投票率の伸びと比較すると3倍近い伸びである旨の陳述をしているが、これは投票率の比較と同様に投票総数に占める無効投票の票数の割合を比較したのではなく、無効投票の票数を直接比較したものである。投票総数に占める無効投票の割合が前回選挙は2.16%、本件選挙は2.85%であり、前回選挙から本件選挙にかけて0.69ポイントの増加となっている。

そして、市委員会から審査申立人に対して、本件選挙の無効投票の票数が多くなった要因について質問をしているが、無効投票を確認しないとわからない旨の回答があった。これにより、明確な根拠に基づき無効投票の票数が多いことを主張しているわけではなく、あくまで前回選挙と本件選挙の無効投票の票数の比較のみによるものであることが伺える。

以上のことから、本件選挙と前回選挙を除く過去2回の坂戸市議会議員一般選挙を比較しても、本件選挙における無効投票の票数が特段多いものとは認められない。

したがって、審査申立人の主張には理由がない。

- 2 本件選挙期間中も有権者から大きな反響があり、また本件選挙後も多くの選挙人から「投票したのに」等の電話や連絡があり、肌感覚的には848票の得票数では少な過ぎるとの審査申立人の主張には客観的で明確な根拠があるわけではなく、あくまで審査申立人の主観に過ぎない。

したがって、審査申立人の主張には理由がない。

- 3 関係人の証言によると、開票事務全体を通して問題等はなく、開票にかかった時間もこれまでの選挙と比較し大きな差はなくスムーズに進んだと証言している。また、問題票の判定に当たっては、その都度、選挙長及び選挙立会人10人の総意の下で決定しており、有効及び無効の判定で意見の食い違い等の問題が生じた判定は

なかったとのことである。

市委員会から関係人に対し、審査申立人と最下位当選人の得票差が4票であることから、仮に再点検を行えば順位が逆転する可能性があるかについて尋問した。その結果、多くの従事者、選挙長及び選挙立会人10人が1票ずつ確認していること、本件選挙では、審査申立人及び最下位当選人の氏名が他の21人の候補者と類似していないことから、逆転の可能性はないと証言している。

- 4 開票事務従事者による開票事務及び選挙立会人による開票事務の立会いは、最終点検者として適正に行われたものであり、当選の効力に影響を及ぼす事務の誤りは存在していない。また、多くの開票事務従事者、選挙長及び選挙立会人10人が投票用紙を1票ずつ確認しており、審査申立人と最下位当選人はもとより、その他の21人の候補者の氏名に類似点は認められないため、票の混同等が起きる可能性は限りなく低い状況であった。加えて、問題票の判定に当たっては、開票事務取扱要領に基づき、選挙立会人の意見を聴いて、選挙長の決定を求めるとされているが、本件選挙においては、その都度、選挙長及び選挙立会人10人の総意の下で決定しており、有効及び無効の判定で意見の食い違い等の問題が生じた判定はなかった。

以上のことから、投票用紙の再点検を行ったとしても当選の結果に異動が生じる可能性はないため、再点検の必要はないと判断する。

## 争 点

本件申立ては、本件選挙の選挙会において、各候補者の有効得票数の算定の決定が適法に行われたか否かを争うものであり、本件選挙における無効投票も含めた投票総数36,522票について、その全投票を数え直す必要があるか否かが争点である。

## 裁決の理由

当委員会は、本件申立てにつきその要件を審理し、適法なものと認めこれを受理した。

市委員会に対しては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の規定に基づき、弁明書の提出を、同法第33条の規定に基づき、物件の提出を求めた。

また、審査申立人に対しては、市委員会の弁明書に対する反論書及び証拠書類等の提出を求めるとともに、審査申立人から法第216条第2項において準用する同法第31条第1項の規定による口頭意見陳述の申立てがあったため、令和6年9月30日に口頭意見陳述の機会を付与した。

本件当選人らに対しては、法第216条第2項において準用する同法第13条第2項の規定に基づき、利害関係人として本件申立てへの参加を求めるとともに、意見書及び証拠書類等の提出を求め、さらに、当委員会においては選挙立会人3人及び開票事務従事者3人に対して職権による証人尋問を行うなど、慎重に審理した。

なお、審査申立人からは反論書が提出された。

## 第1 本件申立てに対する市委員会の弁明

審査申立人の主張はいずれも明確な根拠に基づくものではなく理由がないことは明らかであるから、本件申立ては、直ちに棄却されるべきである。

その理由は、以下のとおりである。

### 1 本件申立てで誰を当選無効とするのかについて

第1 審査申立人の主張1（1）から（5）までの各候補者に関する審査申立人の主張は、審査申立人の主観又は伝聞等によるものであって、その根拠は不明である。

また、審査申立人は、かぶらぎゆきよ候補について、中間速報（23時30分）から開票結果（23時35分）までの5分間で347票も増やしているのは不自然と主張するが、中間速報にあっては、開票状況により様々な各候補者の得票数の推移があり得るものであるところ、中間速報から開票結果までの5分間において、347票以上の得票数の増加となった候補者は複数人おり、かぶらぎゆきよ候補のみ当該得票数の増加をもって不自然とする審査申立人の主張には理由がない。

### 2 本件申立ての理由について

#### （1）理由（1）について

審査申立人は、原決定において、市委員会が「前回2020年4月の選挙はコロナ禍での選挙であり、2016年、2012年の選挙と比較すると無効投票の割合は変わらない」とし、そのことも原決定を棄却する判断材料となっていると主張する。

しかし、原決定書において、本件選挙と過去の選挙を比較し、無効投票の割合が変わらないとした記述は存在せず、「本件選挙における無効投票の票数が特段多いものとは認められない」と述べたに留まる。

また、「今回の選挙は過去3回と比較し、無効投票の割合はトップであり」は認める。ただし、令和2年の新型コロナウイルス感染症蔓延時に執行された前回選挙を除く過去2回の選挙と本件選挙は、投票総数に占める無効投票の割合がいずれも2%台後半であるため、本件選挙の無効投票の割合が一番高いことをもって本件選挙における無効投票が多過ぎるとする審査申立人の主張は論理が飛躍している。

## (2) 理由 (2) について

市委員会が「無効投票の割合としては同じです。」と虚偽の説明を行ったとの審査申立人の主張は否認する。原決定のとおり、本件選挙と前回選挙の投票総数に占める無効投票の割合は同じではなく、同じ2%台後半であることに留まる。選挙結果に関するデータを保有し、すぐに参照できる市委員会において、本件選挙の候補者からからの問い合わせに対してあえて誤った内容を伝えることは考えられず、市委員会の説明を聴いた審査申立人の誤解によることが考えられるため、虚偽の説明を行った事実はない。

## (3) 理由 (3) について

審査申立人は、市委員会が原決定において述べた、「票の混同等が起きる可能性は限りなく低い状況であった。」との部分を引用し、市委員会は、票の混同等が発生する可能性がゼロでないことは認めていると主張する。しかし、当該部分は、投票用紙を投票用紙分類機で分類後に複数回にわたり開票事務従事者が1票ずつ確認をしていること、選挙長及び選挙立会人10人が投票用紙を1票ずつ確認していること及び審査申立人と他の候補者の氏名に類似点がないことから導かれる状況の説明であって、市委員会として「可能性がゼロでないこと」を認めたとは述べていない。また、当該箇所は、市委員会の判断材料の一つでしかなく、他に、「当選の効力に影響を及ぼす事務の誤りは存在していないことや問題票の判定に当たっては、有効及び無効の判定で意見の食い違い等の問題が生じなかった」ことを含め、総合的に判断している。このため、原決定で述べていることには続きがあり、市委員会の判断としては、投票用紙の再点検を行ったとしても当選の結果に異動が生じる可能性はないとしている。

## (4) 理由 (4) について

審査申立人は、選挙立会人は自分の候補者が当選するかどうか、自分の候補者の票であるかを最優先で見しており、他の候補者について細かくチェックする余裕はないため、審査申立人の氏名が記載された投票用紙の混在に関して、選挙長及び選挙立会人が全票をチェックしたとは言えないと主張する。

しかし、原決定のとおり、選挙立会人からは、市委員会からの開票作業前の説明時に事務従事者の点検や計数を終えて束ねられた投票用紙を、最終点検者として1票ずつ点検するとともに、束ごとに付された点検小票に確認印の押印を求めることについて了解を得ていた。

また、実際の開票作業時には、選挙立会人は、まず有効投票と判定された投票用紙の束について、1票ずつ確認した上で束ごとに付された点検小票に確認印を押印し、無効投票と判定された投票用紙について、問題票審査係から無効事由ごとに実



際の投票用紙を示されながら説明を受け、その判定について了解した上で、束ごとに付された点検小票に確認印を押印している。

この点については、証人尋問において、開票事務全体に関わる庶務系の従事者と、問題票審査系の従事者の2人から事務処理の誤り等がなかったことを聴き取っている。

加えて、選挙立会人は、候補者の利益代表及び選挙人の公益代表の見地から開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、選挙長を補助して、開票事務に参画し、その公正な執行を確保することを任務としている。市委員会では、事前にこうした選挙立会人の職務や留意点等を記載した選挙立会人必携を送付しているが、同必携には、選挙人全体の代表として職務に専念し、開票事務の公正確保に努めるという選挙立会人の性格が記載されており、それに基づき選挙立会人は適正に職務を行っていた。

#### (5) 理由(5)について

審査申立人は、本件選挙後に「投票したのに」との連絡があった選挙人の数が審査申立人の得票数の848票に近くないことを理由に、市委員会が審査申立人の主張には根拠も理由もないとすることは無理があると主張する。

そして、審査申立人は、848票の得票数に対しては少な過ぎるとの理由について、異議申出書の中で、「選挙期間中も有権者から大きな反響があり、また選挙後も多くの有権者から『投票したのに』等の電話や連絡があり、肌感覚的に少ない。」と述べている。

これを踏まえ、市委員会が口頭意見陳述において、審査申立人に対し具体的に反響のあった人数を質問しているが、「ざっくり100は超えている」との回答であった。市委員会としても、各候補者に対して得票数と同じ程度の人数から反響があるものではないことは承知している。

しかし、848票の得票数に対しては少な過ぎると主張した理由が「ざっくり100は超えている程度の人数」であったため、原決定のとおり、客観的で明確な根拠があるわけではなく、あくまで審査申立人の主観による主張に過ぎないと判断したものである。

これらのことから、審査申立人の主張には理由がないものと認めると判断しており、市委員会の判断には論理的妥当性がある。

#### (6) 理由(6)について

審査申立人は、市委員会が開票事務に従事した2人の職員に、得票順位が逆転する可能性について証人尋問し、その証言を判断材料にすることは、判断を間違える危険性があると主張する。しかし、審査申立人の主張はいずれも「考えます。」と、審

査申立人の主観により述べられており、そう考える具体的な根拠が示されていない。

市委員会としては、証人尋問を行った2人の開票事務従事者について、開票事務全体に関わる庶務係と、審査申立人が多過ぎると主張する無効投票に関わる問題票審査係から、それぞれ当該係の職務を長年に渡り経験し熟知している職員を適格者として人選している。審査申立人の求める再点検の必要性について判断する際に、当該2人の職員に、実際に開票事務に携わった従事者の立場から得票順位が逆転する可能性があるかどうかについて証言を求めることは有益であり、また、市委員会はそのことのみを以って判断しているわけではなく、あくまで判断材料の一つとしている。よって、市委員会は適切に判断をしている。

なお、審査申立人が主張する「開票作業でおかしな点があったかどうか」を趣旨とした内容についても当該2人の職員に尋問しており、そのような点はなかった旨の証言を得ている。

#### (7) 理由(7)について

審査申立人は、市委員会が証人尋問を行った2人の開票事務従事者は、議会では審査申立人とは利害関係が発生する立場にあり、証人尋問するための人選としては不適格と思われるなどと主張する。

しかし、証人の人選については、上記(6)で述べたとおりであり、市委員会としては適格者として当該2人の開票事務従事者を人選しているため、市委員会に有利な証言を期待して人選した事実はない。

また、市委員会として異議申出内容に対して正しい判断をするためには、開票事務従事経験が長く職務内容をより熟知した職員を証人として人選する必要がある、管理職の職員が各係の重要な立場で従事していることは自然なことである。したがって、審査申立人が主張する議会で利害関係があったとする職員が人選されたのは、当該証人尋問の人選と関連はない。そして、証人尋問の際、当該2人の開票事務従事者は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、何事も付け加えないことをそれぞれ宣誓した上で事実に基づき証言をしている。

#### (8) 理由(8)について

審査申立人は、本件選挙後直ぐに2人の現職議員から、なぜか「教え直してもらった方がいいよ。」との助言を受けたこと、何もおかしな点がない場合、そういった助言は行わないと考えられると主張する。

しかし、このことは、当選の効力に影響を及ぼすものではなく、市委員会として弁明を要しない。また、この主張の内容は、審査申立人の主観であり、かつ、審査申立人自身が聞いたことであるから、その根拠は不明である。

(9) 理由 (9) について

審査申立人は、他の選挙管理委員会の事例を挙げ、最下位当選人と次点の候補者の得票差が僅差である以上、票の数え直しを行うのが妥当と考える主張する。

しかし、市委員会は、原決定のとおり、再点検の必要性について、当選の効力に影響を及ぼす事務の誤りがあったか、本件選挙の候補者の氏名に類似点が認められない中で票の混同等が起こり得るか、問題票の判定方法に問題があったか等の事情を検討し、開票事務が適正に行われていたため、再点検の必要性はないと判断している。僅差であるか否かにかかわらず、開票事務が適正に行われていなかったのであれば再点検の必要性が生じ得るのであって、得票差の多寡のみにより当該判断が左右されるものではない。

(10) 理由 (10) について

審査申立人は、市委員会の原決定までの対応は、市委員会への市民の不信をも招くものであるとし、そういった不信感を払拭するため、埼玉県選挙管理委員会に対して票の再点検を求めている。

しかし、本件申立ての趣旨としては原決定を取り消し、票の再点検を行い、本件当選人らの当選無効を求めるものである。

よって、不信感を払拭するため票の再点検を求める理由 (10) の審査申立人の主張は、本件申立ての趣旨等とは異なる論理展開に基づいた本件申立ての争点とは関係のないものであるため、本来であれば市委員会として弁明を要しないが、以下はあくまで予備的に指摘するものである。

a について

審査申立人は、市委員会に本件異議申出書を提出した令和6年4月27日に、それまで坂戸市ホームページに掲載されていた過去3回の市議会議員一般選挙の開票中間速報データ (PDF) が削除されたと主張する。

しかし、同ホームページには、そもそも過去3回ではなく、本件選挙のみの開票中間速報データが掲載されていた。また、本件選挙期日の掲載開始の時点で、あらかじめ、同年4月26日を掲載終了日として設定しており、審査申立人が同ホームページを確認した同月27日の時点において閲覧ができなかったに過ぎない。

なお、同月26日以降においても、坂戸市役所本庁舎に開票結果が記載された用紙が設置されており、来庁者の誰もが入手できる状況であった。

b について

審査申立人は、上記ホームページからの削除に関し、市委員会からの回答と当該ホームページを統括して管理している坂戸市広報広聴課からの回答との違いを指摘

し、市委員会がまた虚偽の説明を行っていないか懸念されると主張する。しかし、市委員会の職員が、坂戸市広報広聴課の職員の見解と異なる回答をした理由は、審査申立人に説明した市委員会職員が、上記 a のとおり令和 6 年 4 月 26 日が掲載終了日として設定されていることを把握していなかったことによるものである。

#### c について

審査申立人は、本件異議申出を棄却とするためには公開の会議で決定する必要があると主張する。しかし、市委員会が会議を非公開としたのは、坂戸市市民参加条例第 12 条第 5 項に基づき、坂戸市情報公開条例第 7 条第 1 号及び第 5 号の規定に該当する情報を含む事項を審議することを理由とするものである。第 1 号は、個人情報保護に関するものであり、第 5 号は、会議を公開することにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等の情報の保護に関するものである。当該会議は、その審議内容がこれら条例の規定に該当するものとして非公開の決定がされたものである。

また、審査申立人は、会議の非公開の決定は市委員会の委員で議論したわけではなく、職員が決定内容（非公開の結論）もその文章も全て決めて、委員に了承を得るという手続では請願者を始めとする市民の理解を得られず、進め方として問題があると主張する。

しかし、会議の非公開の決定は、全て会議の中で市委員会の委員に諮った上で決定している。市委員会の職員は、会議開催に当たって、議案等の書面の準備、会議の司会等の補助をすることが職務であり、職員が非公開の決定を行っている事実はないため、市委員会の進め方に問題はない。

さらに、審査申立人は、補佐人の個人情報を会議の非公開の主な理由としているが、補佐人の個人情報を確認した後に傍聴者を入室させるといった対応を一切せず、全ての会議を非公開とするのは、市委員会の対応として不適切であったと主張する。

しかし、市委員会が会議を非公開とした理由は、前述のとおり坂戸市情報公開条例第 7 条第 1 号及び第 5 号の 2 つであり、個人情報保護を主な理由とはしていない。

また、市委員会は、これらの条例の規定に基づき、総合的に判断して非公開の決定をしており、市委員会の対応として不適切なものではない。

#### d について

審査申立人は、他の自治体の選挙では、不正の未然防止のため開票所に入入りする職員等は全員の身体検査を行っていることを知り、それについて市委員会に問い合わせしたところ、「そこまではするわけじゃないでしょう。」との回答を得たと主張する。

しかし、そのように回答した事実は確認できず、また、「本来の在り方としては身

体検査すべきであり、端から考えていない、それが当然だというような回答は選挙管理委員会としての姿勢が問われていると思う。」との審査申立人の主張は、審査申立人の主観に基づいたものである。

eについて

審査申立人は、本件選挙前に市委員会が支給したたすき以外も使用できるか市委員会に問い合わせたところ、「当然、選管が支給したたすきしか使えない。」という虚偽の説明を受けたと主張する。

しかし、審査申立人から受けた問い合わせの内容は、市委員会が支給したたすき以外のたすきが使用できるかどうかであり、それに対して、使える旨の回答をしているため、審査申立人が主張するような回答をした事実はない。

よって、市委員会が虚偽の説明をした事実は存在せず、審査申立人の主張は、市委員会の回答を誤解したものによることが考えられる。

## 第2 市委員会の弁明に対する審査申立人の反論等

市委員会の弁明に対し、審査申立人から反論書が提出された。さらに、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第31条第1項の規定による口頭意見陳述の申立てがあったため、令和6年9月30日に当委員会は、審査申立人に対して口頭意見陳述の機会を付与した。

1 審査申立人から提出された反論書の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 本件申立ての趣旨は、審査申立人が4票差の次点であったため、票の数え直しをお願いしたいというものである。選挙結果が僅差で当落が決まった場合、数え直しの申立ては全国の自治体で行われており、多くの場合、数え直しが行われている。それらの事例と同様に票の数え直しをお願いしたいというのが本件申立ての趣旨であり、それが全てである。市委員会の開票作業に間違いがなかったという見解も、数え直しで結果が変わらなければ、それを実証することになる。開票作業に全く問題はなく、正しく開票作業が行われたと市委員会が強く主張するのであれば、尚更数え直しをすることによって、それを明らかにすべきと考える。
- (2) 審査申立人と市委員会との間の様々な見解や解釈の相違についても、票の数え直しを行えば一目瞭然で、直ぐに結論が出ることである。
- (3) 本件申立てにおいて、本件当選人らを当選無効の対象としたが、この6人のうち誰かが不正を行っているとは全く考えていない。票の逆転があるとすれば、

最下位当選者の吉原まさひろ候補が対象になってくると思う。一方、審査申立人の獲得した票が間違っただけで吉原候補以外の候補者の得票に紛れている可能性もある。そのため、無効票を含めて全ての票の数え直しをお願いしたいというのが希望である。

(4) 選挙立会人がどのようなスタンスで票をチェックし点検小票に押印しているかは、開票事務全体に関わる庶務係従事者、問題票審査係従事者から聴取りするのではなく、選挙立会人10人からランダムに人選した選挙立会人本人に聴取りしなければ実態は分からないと思う。

(5) 開票事務に従事した庶務係、問題票審査係に「票数逆転の可能性」を市委員会が尋問すること自体ナンセンスであり、開票事務従事者には、「開票作業でおかしな点はなかったか」のみを尋問すべきであったと思う。特にその2人が審査申立人と議会における利害関係者である点から考えた場合、人選として不適格であり、他の開票事務従事者を尋問すべきであったと考える。

(6) 坂戸市ホームページに掲載されていた本件選挙の開票中間速報データが閲覧できなくなった問題は、パソコンやサーバーに詳しい知識を持つ専門家が坂戸市のサーバーを調べればわかると思う。

また、本件異議申出を審理するに当たり、会議を非公開とした理由と会議の非公開の決定は、全て会議の中で市委員会の委員に諮った上で決定しているとの市委員会の弁明は、事実と異なる部分がある。

不正の未然防止のため開票所に入出入りする職員等に対し全員の身体検査を行っているかどうか市委員会に問い合わせしたところ、「そこまではしないでしょう。」と間違いなく市委員会職員が発言をしており、弁明書において公務員が虚偽の記載を行うことは職務上も大いに問題がある。詳しい調査をお願いしたい。

市委員会が支給したたすき以外のたすきが使用できるかどうかの問合せに対し、「審査申立人が主張するような回答をした事実はない。」と市委員会は弁明するが、問合せの経緯を踏まえても誤解したということではなく、当該部分は確信的な虚偽記載と言える。この件についても埼玉県選挙管理委員会での調査をお願いしたい。

(7) ここまで記載したとおり、票の数え直しを行えば、現在の懸念点の多くが解決される。何卒全ての票を数え直すとの判断をお願いしたい。

2 審査申立人が行った口頭による意見の陳述の要約は次のとおりである。

(1) 令和6年6月24日に審査申立書を提出してからすでに3か月以上が経過しているため、一刻も早い票の数え直しを求める。他の自治体の選挙では、審査の申立てがなされた場合、弁明書や反論書の提出なしで票の開披点検を行っている事例もある。一刻も早く審査申立人が希望する立会い条件の下での票の数え直しを希望する。

市委員会は、開票作業に間違いがあるはずがない等の理由で異議の申出を棄却したが、人間が開票作業をしている以上、絶対間違いがないとは言えないと考える。

(2) 市委員会が行った証人尋問の人選の妥当性や市委員会が開票事務に従事した2人の職員に、票数逆転の可能性について証人尋問し、その証言を判断材料の1つにしている点などは、市委員会が原決定を行う上での中立性、公平性に欠けると考える。

(3) 埼玉県選挙管理委員会が票の数え直しを行うべきかどうかの判断材料として、他の都道府県や市町村の選挙管理委員会ではどのように対応しているかということが大きな判断材料になると思う。

僅差の得票数の場合、当選無効に関する争訟では、開披点検を行うのが通常対応であるので、他の都道府県や市町村選挙管理委員会の事例も勘案の上、審査申立人が希望する立会条件の下で開披点検を実施するようお願いしたい。

(4) 本件選挙における無効票が1,042票というのは、他の自治体の選挙での投票総数に対する無効票と比べても、無効票の割合が非常に多いように思う。無効票の中には審査申立人の票が紛れている可能性がある。また、聞き間違えでなれば、本件選挙における白紙投票は600票以上あったとのことであり、これまで聞いていた無効票の内訳にずれがある。

これが審査申立人の聞き違いなのか、実際に白紙投票は何票あるのかも実際に数え直していただければ、一目瞭然である。

### 第3 当委員会が認定した事実

市委員会から提出された証拠物件及び弁明書、本件当選人らのうち4人の当選人から提出された意見書及び当委員会が職権で行った証人尋問による証言から、次の事実が認められる。

なお、証人尋問については、証言を行うことにつき同意を得られた選挙立会人3人及び開票事務従事者3人を対象として令和6年8月23日に当委員会が職権で行ったも

のである。

#### 1 開票事務の手順等について

本件選挙における開票事務は選挙会と併せて行われ、令和6年4月14日午後9時から坂戸市民総合運動公園大体育室（坂戸市大字石井1550番地）において開始された。市委員会によると、各候補者の得票数については、開票事務取扱要領に基づき、有効投票の点検等が次のとおり行われ、確定された（証拠No.5、6、8、10、18、19、20、36、37）。

- (1) 投票箱から取り出された投票用紙は、開披点検係により、3台の開披点検台で、天地及び表裏が揃えられた。
- (2) 揃えられた票は、2台の読取分類機で候補者ごとの票と、白票及び読取不能票に分類された。読取分類機で候補者の氏名が明瞭に記載されていると判別された票は、確認担当が1票ずつ裏面も含めて点検し、候補者ごとに正確に分類されているかを点検した。
- (3) 白票は、問題票審査係に回付され、1票ずつ裏面も含めて点検された。
- (4) 読取不能票は、リジェクト票分類係において、有効投票と問題票に分類され、有効投票は確認担当へ回付され、問題票は問題票審査係により審査判定された。
- (5) 確認担当及び問題票審査係を経た票は、計数機担当が2台の計数機により投票用紙を2度数え、原則200票ごとに束ねた。
- (6) 束ねられた投票用紙は、集票・括束担当が候補者名及び200票束であることの確認を行い、点検小票を付した。その後、確認・括束係責任者は、点検小票及び票数が正当なものであるかを確認後、点検小票に押印した上で、開票集計システム①担当に回付した。開票集計システム①担当は、確認・括束係責任者から回付された票束に付された点検小票のバーコードで開票集計システムに読み込んだ。
- (7) 開票集計システムで読み込んだ票は、原則として、立会人補助係が選挙立会人に票束を回付した。選挙立会人10人は、1票ずつ確認した上で点検小票に押印し、さらに選挙長の確認を得て確定し、開票集計システム②担当により端末上で最終的な票数を集計した。



## 2 無効投票の審査及び判定等について

- (1) 読取分類機による投票用紙の分類、確認担当による点検作業等において、候補者の氏名が不明瞭、単に記号、符号を記載したもの等により問題があるとされた投票用紙は、全ての票を問題票として問題票審査係に回付した（証拠No.8、10、19、20）。
- (2) 問題票審査係は6人おり、必ず複数人で投票用紙の記載内容の審査を行い、立候補者以外の氏名が書いてあるもの、全く判読できないもの、白票等の明らかに無効なものを無効投票として判定した。それ以外の投票については、実例、判例等により一定の判断が可能とされる場合等は、無効事由ごとに、開票事務取扱要領に基づき、選挙立会人に意見を聴き、選挙長が有効投票か無効投票かの決定を行った。（証拠No.8、10、19）

## 3 選挙立会人による開票事務の立会い等について

- (1) 選挙立会人に対しては、選挙期日の20時30分から、開票所において市委員会から開票作業の流れ等を説明した。この際、開票事務従事者の点検や計数を終えて束ねられた投票用紙を、最終点検者として1票ずつ点検するとともに、束ごとに付された点検小票に確認印の押印を求めることについて了解を得た。（証拠No.2、8、10、20）
- (2) 21時からの開票作業において、選挙立会人は、まず有効投票と判定された投票用紙の束について、1票ずつ確認した上で束ごとに付された点検小票に確認印を押印した。なお、当委員会が選挙立会人に実施した証人尋問において、回付されてきた票束についての確認に当たり、選挙立会人が疑問に思った票についての質問を開票事務従事者に対して行っていたとの証言があり、選挙立会人により適切な票束の確認がなされていた。（証拠No.2、8、10、40）
- (3) 無効投票と判定された投票用紙について、問題票審査係から無効事由ごとに実際の投票用紙を示されながら説明を受け、その判定について了解した上で、束ごとに付された点検小票に確認印を押印した（証拠No.2、8、10、19）。

## 4 開票の結果について

本件選挙における選挙会は開票事務と併せて行われ、選挙長及び選挙立会人10人全員による選挙録の審査、署名を経て、23時35分に終了した。

本件選挙における選挙録によると、投票総数は36,523票、うち有効投票は35,481票、無効投票は1,042票であり、審査申立人の得票数は、848票、

本件当選人らの得票数は、大山かよ子1, 701票、よしかわあつき1, 561票、中島ひろよし1, 551票、かぶらぎゆきよ947票、波多野のりかず1, 271票、吉原まさひろ852票であった。

無効投票である1, 042票の内訳は、候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの93票、2人以上の候補者の氏名を記載したもの44票、候補者の氏名のほか、他事を記載したもの2票、候補者の何人を記載したかを確認し難いもの3票、白紙投票696票、単に雑事を記載したもの135票、単に記号、符号を記載したもの69票であった。(証拠No.5)

#### 第4 当委員会の判断

##### 1 本件選挙における各候補者の有効得票数の算定について

上記第3の1から3までについては、当委員会が選挙立会人3人及び開票事務従事者3人を対象に実施した証人尋問による証言からその事実が裏付けられており、開票事務従事者による開票事務、選挙立会人による開票事務の立会い、選挙長による最終点検者としての決定は適正に行われ、当選の効力に影響を及ぼす開票事務の誤りはなかったことが認められる。

また、複数の開票事務従事者、選挙長及び選挙立会人10人が投票用紙を1票ずつ確認していることや、審査申立人の氏名が、最下位当選人はもとより、その他の21人の候補者の氏名と類似していないことから、票の混同等が起きる可能性はなかったものと認められる。

加えて、問題票の判定に当たっては、法第67条及び第79条の規定に基づき、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならないが、本件選挙においては、その都度、選挙長及び選挙立会人10人の総意の下で決定しており、有効及び無効の判定で意見が食い違うなどの問題が生じなかったことも認められる。

これらの点についても、当委員会が実施した証人尋問による証言からその事実が裏付けられている。

さらに、選挙録その他市委員会から提出を受けた証拠物件からは、開票事務に係る一連の手続は適正に執行されたと認めることが相当であり、有効得票数の算定や無効投票の判定について過誤があると疑うに足る具体的な事実は何ら確認することはできなかった。

なお、証人尋問を行った6人からは、いずれも開票事務は円滑に行われ、特に気付いた点や不審な点などはなかった旨の証言が得られている。

したがって、本件選挙の選挙会において、各候補者の得票数の算定の決定が適法に行われたものと認められる。

## 2 本件選挙における全投票を数え直す必要性について

一般に、当選の効力に関する争訟を審理する選挙管理委員会が、決定に至る過程においていかなる手続を選択するかについては、その合目的裁量に委ねられている（平成17年12月20日仙台高等裁判所判決）ところ、本件選挙における全投票の開披調査（以下「開披調査」という。）を実施するか否かについても、当該選挙管理委員会の裁量に委ねられていると解される。

これを踏まえ、当委員会は、審査申立人から請求のあった開披調査の実施の要否について、次のとおり判断する。

昭和28年2月17日東京高等裁判所判決及び平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決によると、法第206条において規定する当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て（以下「当選争訟」という。）は、選挙そのものが有効に行われたことを前提として、当選人の決定が違法であること、すなわち、①当選人を決定した機関の構成や決定手続に違法があること、②各候補者の有効得票数の算定に違法があること、③当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみを主張して、争うものであると解されている。

すなわち、本件選挙においては、本件当選人らの得票数の算定に違法があることを主張し、本件当選人らの当選が無効であるかどうかを争うものである。

審査申立人は、本件当選人ら6人を当選無効の対象とすること、この6人のうち誰かが不正を行っているとは全く考えていないことを反論書で主張しているところ、上記1のとおり、本件選挙における有効無効の判定及び各候補者の得票数の算定は適正かつ適法に行われており、本件当選人らの当選を無効とするに足る具体的な事実は何ら確認できなかった。

したがって、審査申立人の主張には理由がない。

審査申立人は、審査申立書、反論書及び口頭意見陳述において、他の都道府県選挙管理委員会等の事例や様々な理由を挙げ開披調査を求めているが、審査申立人の主張するところは要するに、審査申立人の獲得した票が他の候補者の有効投票又は無効投票の中に紛れているのではないかというものである。

しかし、審査申立人からは、そうした疑念に関する具体的な事実の適示やその主張を裏付ける立証はなかった。

また、審査申立人は、本件選挙において無効投票が多過ぎることや中間速報の推移に不自然な点があること、市委員会が証人尋問を行った2人の開票事務従事者は証人尋問をするための人選として不適格と思われること、市委員会が審査申立人に対し虚偽の説明を行ったことなどを主張する。

しかし、そのような審査申立人の主張を裏付ける具体的な事実を確認できず、また、当該主張の真偽は本件選挙における当選の効力に何ら影響を及ぼすものではない。

このような状況を勘案すると、開披調査をするまでもなく、審査申立人の主張は、

得票順位に異動が生じる可能性への期待と開披調査を実施しなかった市委員会への不満に基づく憶測の域を出ないものであって、容認することはできない。

したがって、審査申立人の求める開披調査を実施するに足る正当な事由があるとは認められない。

### 3 結論

よって、審査申立人の主張はいずれも理由がないことから、これを棄却することとして、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和6年10月4日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 長 峰 宏 芳

委員 尾 前 健 三

委員 菅 克 己

委員 西 山 淳 次